申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		出産育児一時金の支給
根拠法令及び条項		新座市国民健康保険条例第６条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 500,000 円を支給する。
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	出産育児一時金は、妊娠４ヶ月以上（１２週以降、８５日以降）の出産（分娩である）証明が得られたとき支給する。 なお、出産とは正常分娩であると早産・死産・流産・人工妊娠中絶であるとを問わない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数　１週間
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）